平成２１年（フ）第４００号
福岡県久留米市津福本町1702番地75　レジデンス竹下206号、申立時の住所佐賀県三養基郡みやき町大字坂口285番地１
債務者　中島　一憲（旧姓高山）
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８８号
佐賀県小城市三日月町久米2119番地３
債務者　江里口義雄
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５００号
佐賀県佐賀市諸富町大字為重822番地２
債務者　重松　秀芳
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０１号
佐賀県三養基郡基山町けやき台４丁目17番地18
債務者　武富　省二
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１４号
佐賀県神埼市脊振町鹿路2997番地ホ
債務者　中村　幸治
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４８号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸1238番地５
債務者　西村　和宣
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５１号
佐賀県神埼市千代田町下西731番地30
債務者　待鳥　一良
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５８５号
佐賀県佐賀市鍋島６丁目７番１―124号
債務者　古舘　佐織
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６６号
宮城県加美郡加美町字旧舘一番66番地２　オリーブハイツ103号
債務者　堀口　大介
１　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番10―508号
債務者　羽崎　　勝
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６号
福井県丹生郡越前町上川去第24号１番地９
債務者　河合　孝基
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７号
福井市新田塚１丁目77番２号　サンビレッジ辻久101号
債務者　安東正こと　申　　相福
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０８号
北九州市八幡西区町上津役西４丁目９番16号
債務者　羽勢　里美
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４７１号
北九州市小倉南区葛原本町６丁目２番46号201
債務者　片山　智子
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１５０６号
北九州市八幡西区鷹の巣１丁目12番17―401号
債務者　副田　　龍
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７号
北九州市小倉北区井堀２丁目１番11―505号
債務者　木内　計子
１　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２９４号
福島県郡山市富田町字権現林26―80　コーポ渡辺Ａ―101、住民票上の住所福島県安達郡大玉村玉井字石保呂99番地２
債務者　根本　　明
１　決定年月日時　平成22年１月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係